

公共施設の工事に伴う「早期開設避難所」の代替について

公共施設における屋外防水・外壁の修繕の工事に伴い、風水害時に優先的に開設する「早期開設避難所」（公民館・コミュニティセンター）の一部が、避難所としての利用が出来なくなります。

予定期間内は、以下の早期開設避難所には避難をせずに、代替施設への避難をお願いします。

■代替施設一覧

早期開設避難所	代替施設	予定期間
三和コミュニティセンター	→ 三和保健福祉センター	令和6年7月まで
有秋公民館	→ 有秋東小学校	令和6年8月まで

※予定期間は、工事の進捗状況等により前後する場合がありますので、事前に市原市情報配信メール（以下参照）をご登録いただき、避難の際は、市が発信する避難所開設情報のご確認をお願いします。

■市原市情報配信メールの登録

避難に関する情報などの、防災行政無線で放送される情報や、生活に密着した緊急性の高い情報などを携帯電話のメールで受け取ることができます。

右記のサイトから登録するか、t-ichihara@sg-p.jp に空メールを送って登録することができます。

なお、登録料・情報料は無料ですが、通信料がかかります。

■登録サイト



【問合せ先】

市原市役所 総務部危機管理課

〒290-8501 市原市国分寺台中央一丁目1番地1

Tel : 0436(23)9823

Fax : 0436(23)9555